

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁運発第173号  
令和3年8月4日  
警察庁交通局運転免許課長

改正道路交通法の施行に向けた運転技能検査員養成講習の実施について（通達）  
道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、新たに導入される運転技能検査及び実施区分が一元化される高齢者講習を適正かつ効果的に実施するため、各都道府県警察の高齢者講習担当職員に対して、下記のとおり、運転技能検査員養成講習（以下「養成講習」という。）を実施するので、各都道府県警察にあつては、指定自動車教習所協会又は届出自動車教習所協会若しくは高齢者講習業務に従事する団体等（以下「指定教協会等」という。）の代表職員に対する養成講習を適正に実施するとともに、指定教協会等が行う養成講習の指導監督を徹底し、令和4年6月までに予定している改正法の施行に遺漏のないようにされたい。

## 記

### 第1 趣旨等

#### 1 趣旨

高齢者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。以下同じ。）を実施する場合、一定の要件を備える高齢者講習指導員が実施することとされている（運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第7条第2項各号）が、改正法では、新たに運転技能検査が導入されるとともに、高齢者講習の実車指導の内容についても、運転技能検査と同様のものとする予定であることから、高齢者講習指導員は、運転技能検査及び実車指導を実施するために必要な技能と知識を習得しておく必要がある。

#### 2 概要

警察庁交通局運転免許課が主催する養成講習（以下「一次講習」という。）を皮切りに、一次講習を受講した各都道府県警察が主催する養成講習（以下「二次講習」という。）、更には、二次講習を受講した指定教協会等が主催する高齢者講習指導員等への養成講習（以下「三次講習」という。）を順次実施し、改正法施行後の業務に従事する運転技能検査員及び高齢者講習指導員を養成するもの。

### 第2 講習実施要領等

#### 1 一次講習

##### (1) 主催

警察庁交通局運転免許課

##### (2) 受講者

次のいずれかに該当する者であること。

ア 高齢者講習業務を総括的に運用・指導すべき立場にある課長補佐相当職以上の警察職員

イ 高齢者講習業務に現に従事し、又は将来従事することとなる警察職員であって、現行の高齢者講習指導員資格を有する者又は今後同資格の取得を予定している者

(3) 実施日程

詳細な実施日程等は、別に通知する。

(4) 講習内容

講習の講習項目及び講習内容等は、別添「運転技能検査員養成講習カリキュラム」のとおりとする。

(5) 修了証の交付

一次講習を受講した者には、警察庁交通局運転免許課長名の修了証（別記様式）を交付する。

(6) 感染症防止対策の徹底

実施当日の検温、講師及び受講者のマスク着用、手指及び講習会場の消毒の徹底等、感染防止対策を徹底して行うので、これらの円滑な実施に協力願いたい。

2 二次講習

(1) 主催

各都道府県警察

(2) 実施者（講師）

一次講習を受講した者

(3) 受講者

指定教協会等に所属し、かつ、現行の高齢者講習指導員資格を有する者（高齢者講習指導員として選任されていない者も含む。）又は今後同資格の取得を予定している者

(4) 実施期間

一次講習受講後、各都道府県において二次講習を実施するための体制・準備が整い次第、順次実施すること。また、自動車教習所の繁忙期を避けるなど、受講者側の負担を考慮すること。

(5) 講習内容等

講習項目及び講習内容については、別添「運転技能検査員養成講習カリキュラム」に準じたものとする。

(6) 講習方法等

ア 講習項目「新制度の概要」については、警察庁交通局運転免許課作成のパワーポイント等を参考に、各都道府県警察の実情に応じて作成した資料等を用いて行うこと。

イ 講習項目「運転技能検査要領（実車指導要領）」については、警察庁交通局運転免許課作成の映像資料等を活用して、検査（指導）に当たっての心構え、検査（指導）の実施要領、検査の採点及び検査結果の通知について講義すること。

ウ 講習方法については、改正法施行後の運転技能検査及び高齢者講習の業務を行

うために必要な技能及び知識の習得に資するものであれば、実技形式による講習など、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、各都道府県警察の実情に応じた方法で行っても差し支えない。

(7) 修了証の交付

二次講習受講者には、各都道府県警察の運転免許担当所属の長から修了証（別記様式）を交付すること。

3 三次講習

(1) 主催

指定教協会等

(2) 実施者（講師）

二次講習を受講した高齢者講習指導員

(3) 受講者

現行の高齢者講習指導員資格を有する者（高齢者講習指導員として選任されていない者も含む。）又は今後同資格の取得を予定している者

(4) 実施期間

二次講習受講後、当面の間

(5) 講習内容等

講習の講習項目及び講習内容については、別添「運転技能検査員養成講習カリキュラム」に準じたものとする。

(6) 講習方法等

二次講習と同じ。

(7) 修了証の交付

三次講習の受講者には、指定教協会等の長から修了証（別記様式）を交付すること。

(8) 指導監督等の徹底

三次講習の計画段階から必要な指導監督を行うとともに、実施状況を随時警察職員が視察するなど、その指導監督を徹底すること。また、三次講習の受講者については、その報告を求めるなどして、把握に努めること。

なお、指定教協会等から施設の借用依頼等があった場合には、可能な範囲でこれに協力し、講習機会の確保等に配慮すること。

第3 留意事項

1 計画的な二次講習の実施

現行の高齢者講習指導員資格を有する者で、養成講習等を受講しなかった者は、新たな高齢者講習等に従事できない一方、現在、高齢者講習指導員資格を有していない者であっても、二次講習等の受講後、令和4年度までに自動車安全運転センターが実施する高齢者講習指導員研修を終了すれば、新たな高齢者講習等に従事できることから、可能な限り、改正法施行までに二次講習等を計画的に実施すること。

2 修了証の不交付

受講態度、その他の状況を総合して、講習内容を理解していないと認められる受講者等に対しては、修了証を交付しないこと。

別添

## 運転技能検査員養成講習カリキュラム

### 1 講習項目・講習内容

講習項目	講習内容	時間(分)
開講式	(1) 講習内容・方法の説明 (2) 諸注意	10
新制度の概要	(1) 運転技能検査の概要 (2) 新制度による高齢者講習の概要	20
運転技能検査要領 (実車指導要領)	(1) 運転技能検査の実施方法 (2) 運転技能検査の採点の判断基準、着眼点等 (3) 実施上の留意事項	170
閉講式	修了証の交付	10
		210

### 2 留意事項

- (1) 適宜休憩時間をとること。
- (2) 講習施設や講習器材の状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、講習が効果的に実施できる範囲内において、受講者数を決定すること
- (3) 講習が効果的に実施できるよう、講習施設及び講習器材（パソコン、プロジェクター、DVDプレーヤー、マイク、受講者用資料等）を準備すること。

# 修了証

(都道府県名)

○ ○ ○ ○

年 月 日生

あなたは道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行に伴う運転技能検査員養成講習の課程を修了したことを証明します。

年 月 日

実施主体名

実施主体の長の名

